

# 企業統治改革案について

平成24年4月1日

オリンパス問題や大王製紙問題を契機とした日本の企業統治（ガバナンス）に対する海外からの信頼低下は深刻な状況にある。折しも政府では会社法改正など企業統治に関する改革案が取りまとめられているが、本質的・抜本的なものとは残念ながら言い難い。

自民党では法務部会・財務金融部会・経済産業部会・「企業・資本市場法制PT」・企業会計小委員会の合同会議にて、当事者であるオリンパス株式会社のM.ウッドフォード元社長をはじめ有識者からのヒアリングを重ね、問題点を集中的・多角的に検討してきた。その結果、下記のとおり対案を提示し、充実した国会討議に資するものとした。なお、本文書で充分取り上げられていない企業再編法制などについては、引き続き検討を深めていく。また、有価証券報告書提出会社・上場会社のように投資家の信頼確保が特に必要な類型（いわゆる公開会社）については、金商法・会社法等を統合した厳格な法制を定めていくことを重要課題として検討する。

## 1. 社外取締役の要件厳格化（以下「独立取締役」という）

現在法定されている社外取締役の要件は「会社や子会社の業務執行役員、社員、それらの出身者以外」となっており、法制審中間試案でもこれに、親会社の役員等、会社の役員等の親族を加えるのみとなっている。しかしこれに加えて、一定の基準（金額・割合等）による「主要な取引先関係者」「その会社から多額の報酬などを受け取る専門家」なども独立性が疑われるので、社外取締役はこれら以外の者とし、呼称を独立取締役とするべきである。

## 2. 上場会社における複数独立取締役選任義務の明確化

法制審議会における選択肢として、公開かつ大会社における監査役会設置会社において1人以上の社外取締役の選任を義務付ける案、あるいは金商法24条1項の規定によって有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において1人以上の社外取締役の選任を義務付ける案が検討されている。しかし株主の地位が高度に流動化し、経営陣のチェックが深刻な問題となる上場会社においては、複

数の独立取締役によりガバナンスの適正化を徹底する必要がとりわけ高い。上場会社における複数独立取締役の選任を上場規則で明定すべきであり、それができなければ法律で義務付ける。

新設が検討されている監査・監督委員会はその機能を果たし得ると解されるが、そもそも当該制度が現在の委員会設置会社の単なる要件緩和とならないか検討するとともに、指名・報酬についての具体的提案を行えるようにする。

複数の独立取締役の選任されている会社においては、取締役と会社の利益相反行為の決議につき、取締役会の前後に独立取締役のみの合議・是認がなければ任務懈怠が全取締役に推認されるものとする。

### 3. 会計監査人選任における監査役・独立取締役のあり方

会計監査人の選解任、報酬決定に関する議案が会社の取締役会により決定される現状においては、十全たる会計監査及び監査人の地位の独立性を確保することは困難とされる（いわゆる「インセンティブのねじれ」）。独立取締役及び監査委員会（新設の監査・監督委員会を含む）に明示的に会計監査人の選解任等や報酬等についての決定権を与えるものとする。監査役、監査役会（取締役会における議決権が存しない）についても、上記議案につきまず緊急に書面での事前要望を制度化するものとし、さらに調査のうえ決定権を与える改正を行う。

なお今後、監査役の機能不全の実態に伴い、社外監査役のあり方や監査役設置会社を廃止すべきか否かなどを検討する。

### 4. 公益通報制度の実効化

公益通報者保護制度を改正し、上場会社については、独立取締役、監査役（会）、監査委員会（監査監督委員会を含む）に加え、会社の顧問弁護士と別の弁護士など社外の者を、内部通報窓口とするとともに、通報できる者として労働者以外の役員を含むこととする。通報者にインセンティブを与えることも検討する。当該機関は通報者に対し、受領した情報をどのように処理したか報告する義務を負うとともに、適切な措置を取る義務を負うこととする。また、これを受け会社は是正のための措置を講じなければいけない旨法文化するとともに、解雇のみならず公益通報したことを理由とする不利益取り扱いを無効とし、生じた損害を支払わねばならない旨定める。

与党の検討する「従業員代表の監査役就任」については、利益相

反を禁じる会社法 335 条 2 項に抵触することから認めない。

## 5. 親子会社等に関する規律

完全・最終親会社の株主による子会社役員への代表訴訟（多重代表訴訟）制度や、親会社・子会社間の利益相反取引についての親会社の責任に関する明文規定を設けるべきかは、様々な親子会社の類型があることを十分配慮し、肯定の類型を検討する。

詐害的会社分割についての会社債権者による訴訟法制を整備する。

## 6. 監査法人・公認会計士制度の見直し、当局の刑罰厳格化

今回の事件を機に、公認会計士協会のモニタリング制度が十分に機能していないのではないか疑問が生じており、実態を検証する。既存の公認会計士のローテーションが機能しているかチェックするとともに、監査法人のローテーションシステムについては引き続き今後の検討課題とする。不正の実態を把握できるようにするためのよりよい情報開示制度のあり方について検討する。

期中交代か否かにかかわらず、監査法人の交代の際、法律による担保をもって、引き継ぎに必要な範囲での守秘義務の解除を行う。そのうえで適切な引き継ぎが行われているか公認会計士協会及び公認会計士・監査審査会の審査を受けるものとする。

オリンパス・大王製紙などの問題案件についての金融庁をはじめとする当局の処分が甘く遅いという批判が多く、運用の実態調査と役員等関係者への罰則の強化・公正な適用を進める。ガバナンスが機能しない場合は上場廃止もためらうべきではない。証券取引等監視委員会については、会計士等・法曹などの集中的な採用などにより捜査・立件機能を強化するとともに、行政処分権能自体を付与することで準司法機関としての独立性を確立する。

会計監査人の権限（金商法 193 条の 3 の法令違反等事実発見への対応等）を強化する。

## 7. 「過去は問わない」一定期の自首による免責の検討

代々引き継がれてきた不祥事は風船爆弾のように次に引き継がれがちである。総会屋の取り締まりの際見られたように、例えば今後 3 年、就任後 3 か月以内など一定の期間を区切って、役員等関係者の自首を要件とした虚偽記載に関する必要的刑事免責・減軽制度を設けることを検討する。

## 8. その他

- ・ 証券市場における規律のあり方、東証・大証合併の問題点の検討
- ・ 株式持ち合いの解消に向けての検討

以 上